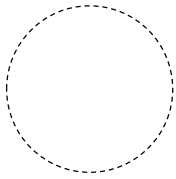


(受付印)



## 市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

年 月 日

(申請先) 小林市長

申請者	住所又は所在地			
	氏名又は名称	⑩		
	代表者氏名	特別徴収義務者 指定番号		
		法人番号		

地方税法第 321 条の 5 の 2 第 1 項及び第 328 条の 5 第 3 項の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けたいので申請します。

特例の適用を受けようとする税額	年 月	月分以後の特別徴収税額	
申請の日前 6 月間の各月末の給与の支払を受ける者の人数及び各月の支払金額	年 月	常時勤務者 人	円
		臨時勤務者 人	円
	年 月	常時勤務者 人	円
		臨時勤務者 人	円
	年 月	常時勤務者 人	円
		臨時勤務者 人	円
年 月	常時勤務者 人	円	
	臨時勤務者 人	円	
年 月	常時勤務者 人	円	
	臨時勤務者 人	円	

小林市徴収金の滞納又は最近における著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむをえない理由

申請の日前 1 年以内に納期の特例に関する承認を取り消されたことがある場合にその年月日

## 納期の特例に関する申請についての注意事項

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者の人数が**常時 10 人未満**であることが必要です。  
「常時 10 人未満である」とは、常に 10 人に満たないということであって、多忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であることとなります。
2. 上記 1 に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、小林市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
3. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払にかかる給与又は退職手当等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

(ア) 6 月から 11 月までの支給分	12 月 10 日まで
(イ) 12 月から翌年 5 月までの支給分	6 月 10 日まで
4. 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく小林市長に届けなければなりません。
5. 滞納や著しい納付遅滞があるような場合については、納期の特例の承認を受けられない場合があります。
6. 滞納や著しい納付遅滞があり、特別な理由が存在する場合には、その理由を記入してください。  
※ 滞納や著しい納付遅滞がない場合においても、納期の特例を申請する理由を記入してください。
7. この承認を受けたとしても、滞納や納付若しくは納入の遅滞等があると承認の取り消しを行う場合がありますので、ご注意ください。